

閣議決定を撤回せよ!!

参加費無料
一時保育あり

～解釈改憲による集団的自衛権行使を認めない!～

従来の我が国政府の憲法解釈では、我が国は集団的自衛権を有するが、その行使はできないとされてきました。

ところが、安倍政権は、本年5月15日に公表された安保法制懇の報告書を受けて与党協議を開始し、与党内部で議論をおこなっただけで、7月1日、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。内閣はこの閣議決定を踏まえて、今後自衛隊法や周辺事態法、PKO協力法など、17の法律の改正を行う方針を固めています。

最近ようやく集団的自衛権の問題点が広く理解されるようになってきたものの、まだまだこの問題についてはよくわからないという方も多いと思います。そこで、閣議決定によって集団的自衛権の行使を容認することの問題点について理解を深めるために、本市民集会を企画いたしました。

皆様のご参加をお待ちしております。



平成26年 9月27日(土)
13:00～16:30

基調報告

高作 正博さん(関西大学教授、憲法学)

パネルディスカッション

【パネリスト】

高作 正博さん

柳澤 協二さん(元内閣官房副長官補)

辻元 清美さん(衆議院議員、民主党)

【コーディネーター】

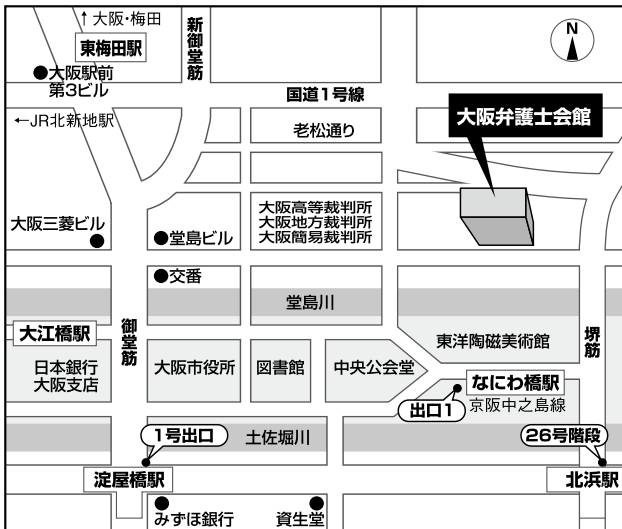
笠松 健一(大阪弁護士会憲法問題特別委員会副委員長)

- 大阪弁護士会館2階
- 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
※交通アクセスは裏面地図をご参照下さい
- 主催:大阪弁護士会
- 共催:日本弁護士連合会
- お問い合わせ先:大阪弁護士会司法課
TEL.06-6364-1681

今が分かれ道かもしれない。

閣議決定を撤回せよ！！

— 解釈改憲による集団的自衛権行使を認めない！—



Access(交通)

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

参加申込書

ふりがな			
氏名			
TEL		FAX	
ご所属			参加人数 人

※ 記載していただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用しません。

大阪弁護士会 司法課 宛
FAX 06-6364-7477

一時保育サービス(要予約・無料)

- 対象** 原則、首がすわっている乳児～未就学児
- 時間** 集会開始15分前から終了15分後まで
- 申込方法** 大阪弁護士会 憲法問題特別委員会担当事務局 漆原まで
[電話番号:06-6364-1681]
- 申込期限** 9月12日(金)